(議長)

日程第6、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、5名の議員から通告がありました。 通告順に従って、順次これを許可します。

まず、塚本議員の発言を許可致します。

塚本議員。

「塚本議員」

はい。私から本定例会、3間の質問をさせて頂きます。

まず第1問目ですが、教員変動労働時間制に対する対応についてであります。

道教委では、教員変動労働時間制の導入に向け、条例改正案を道議会に提出しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の業務量が以前にも増している中で、 文科省の進めている公立学校における働き方改革は、できているのか疑問であります。

現状において、新たな学習要領の対応や授業準備の負担が増えている。教員の時間外労働時間について、教育委員会ではしっかり把握できているのでしょうか。

また、この条例が成立すると市町村の教育委員会の判断で導入が可能となります。このことについて、江差町教育委員会の考え方をお伺い致します。

(議長)

誰だや。誰だ。教育長。

「教育長」

おはようございます。

公立学校の教職員における1年単位の変形労働時間制に関するご質問にお答えを致します。

北海道教育省では、効率の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、長期休業期間等における休日のまとめ取りのための、1年単位の変形労働時間制が条例により活用できることとされたことから、学校の働き方改革を推進する一つの選択肢として、各学校において、本制度の、本制度を選択的に導入できるよう、令和2年第4回北海道定例会に条例の一部改正案を提出することとしております。1年単位の変形労働時間制は、1年間の中で一定の条件のもと、1日あたりの正規の勤務労働時間が平均して7時間45分となるよう、業務の繁閑に応じ、勤務時間を配分することが認められる制度で、長期休業期間等において、休日を集中して確保することを目的とする場合に限り、適用されるものでございます。

また、本制度は市町村単位、一律に適用されるものではなく、各市町村教育委員会や学校の判断により、選択的に導入でき、対象となる教職員の決定にあたっては、市町村教育

委員会、校長及び教職員の共通理解によって活用すべきものとされております。

議員がご質問されている教員の時間外勤務労働時間の把握につきましては、昨年度から一部の学校で試行してきた出退勤管理システムを本年4月から全校で運用し、毎月の状況を把握しております。9月末までの状況では、約3割が月45時間を超えた状況となっております。

また、本制度の導入につきましては、条例案の可決後に制度の詳細を定めた規則などを 踏まえ、各市町村教育委員会が検討するものとされ、導入するとした場合には、学校管理 規則等の一部改正が必要となるところでございます。

現状において、当町における一定数の時間外勤務状況が、本制度の導入前提の一つである上限時間を超えていますが、制度改正による影響等を十分に精査する必要があることからも、現時点においては、本制度を導入することは時期尚早と考えているところでございますので、ご理解をお願い致します。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

はい。現段階では導入を見合わせるということの回答を得ましたので、1 問目は以上で終わらせて頂きます。

(議長)

はい。2問目。

「塚本議員」

2問目に入らせて頂きます。

江差町内の障がい者福祉施設の職員による入所者に対する暴行事件についてであります。

江差町内の障がい者福祉施設は、障がい者の就業支援や自立、更には人口減少の課題を 抱えている江差町において、大きな貢献が成されていることは私も存じ上げております。 しかし、施設内において職員による入所者に対する暴行事件が相次いでおります。

江差町としても、このような事件の再発防止が求められていると思いますが、江差町の 対応についてお伺いいたします。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の障がい者福祉施設の虐待案件に対する町の対応について、ご答弁もう上げます。

まず、この度の新聞報道等での一連の施設職員の暴行に関することは、刑法に基づく暴行罪としての捜査による結果が報道されており、江差町及び北海道檜山振興局としては、虐待の有無等についての事実確認や調査、そして行政措置の判断等、障がい者虐待防止法の範囲で行われており、端的に申しますと、市町村の対応策は限られている点があることをまずご理解頂きたいと思います。

始めに、障がい者福祉施設の虐待案件につきましては、入所者の人権や入所者の保護者の気持ち、また、障がい者を守る立場の福祉施設で起こったことに対しまして、非常に残 念な案件だったと思っております。

さて、今回の案件におきましては、警察が暴行事件として、職員3名を逮捕したものですが、町は平成31年2月に北海道檜山振興局の指導監査に同行して、障がい者虐待防止法に基づく事実確認調査を行ない、調査の結果、虐待があったことを町が認定し、平成31年4月に北海道檜山振興局に報告をしたところでございます。

北海道はその報告を受け、施設に対して行政措置、勧告を行い、状況の改善を求めてまいりました。

今回の案件を踏まえ、当該社会福祉法人全体として、職員の管理、職員の体制等を含め、 改善に向かっていくよう、北海道が主体となりますが、江差町も一緒に指導等を行ってい くこととなっております。

なお、施設側も二人部屋から個室化への改修等を進め、入所者同士のトラブル回避や精神的な負担軽減を図る等、改善に向けた取り組みを進めることを伺っております。

また、国の市町村、都道府県における障がい者虐待の防止と対応の手引きが、本年10月に一部改訂され、市町村による任意の指導を行う旨の追記がされました。任意の行政指導ですので、強制力はありませんが、施設入所者のために必要なことは、今後においても北海道と連携を図りながら、対応して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

今後も対応をしっかりお願いいたします。 それでは3問目に入らせて頂きます。

(議長)

はい、3問目。

「塚本議員」

新型コロナウイルス感染症対策としての新たな働き方改革を見据えた対応であります。 新型コロナウイルス感染の感染拡大防止に向けた、新たな働き方が都市部を中心に拡が り、地方でも都市部と変わらない勤務形態が広がってきております。

私は以前にもテレワーク環境の整備やテレワークの推進を提案してきております。

地元の不動産業者と連携した空き店舗等のテレワーク活用(サテライトオフィス企業との連携等)に向けた取り組みを、積極的に取り組んでいくことが、関係人口を増やし、新たな雇用の場にもつながると考えております。

当町よりも条件不利地の道北においても積極的に取り組みを進めている現況があります。

江差町においても、重要な施策として取り組んでいく必要があると思うが、町長の所見をお伺い致します。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の2問目。都市部からのテレワーク受け入れに関するご質問にお答え致します。 第2回定例会に引き続きのご質問であり、今回は積極的な受け入れを行うために、宿泊 施設や空き店舗を活用した<mark>高ワーキングスペース</mark>を整備したうえで誘致をすべきではと のご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、テレワークは企業だけでなく、公的機関でも広く進められており、今後の働き方改革が進む中で、オフィスから離れた仕事の仕方が増加していくことが予想されます。

一方で議員から取り組むべきではとのご提言のあるテレワークは出社も伴いますので、 江差で同様の展開をするとした場合、想定されるのは観光地等で働きながら休暇を取る、 ワーケーションが想定されます。

江差町としては、今年度から北海道が実施する北海道型ワーケーション事業に参画し、 今後の受け入れ体制の土台作りを進めているところでございます。

今年の具体的な事業内容としては、北海道が窓口となり、首都圏企業のニーズ調査を進めていく一方で、今回の事業に手を挙げている道南圏域の函館市、今金町と3自治体での実証実験として、4泊5日の受け入れを行うこととしております。そういった中で必要なワークスペースはもとより、宿泊場所や地域で心身をリフレッシュするためのメニューとして、どんなニーズがあるのかを参加者の意見を聞きながら、整理する方針です。

議員ご指摘のハード整備は大切でありますが、まずは既存の宿泊施設にご協力頂いたり、 公的な施設を活用しながらのテストケースを踏んだうえで、近い将来には自信をもって誘 致活動ができるような受け入れ資源を整備して参りたいと考えております。

とは申しましても、この町の規模では、単独で関東方面企業をターゲットとしてアピールすることは経費的にも人的にも厳しいと判断しており、当面は北海道や道南の自治体と共に、適地であることを訴え、少しずつその輪を拡大していきながら、誘致を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「塚本議員」

以上で、質問を終わります。

(議長)

以上で、塚本議員の一般質問を終わります。